

No	カテゴリー	質問	回答
1	概要	本事業の対象となるのはどのような事業者ですか。	本事業の対象となるのは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び同条第5項に定める小規模企業者です。前記の条件を満たす個人事業主も対象となります。
2	事前予約	事前予約が受け付けられているかはどのように確認したらいいですか	事前予約いただいたあと、奈良市から確認のためのメールを送信しますので、当該メールをご確認ください。また、当該メールは事前予約をいただいていることを対外的に証明するものになりますので、補助金受領まで保存してください。
3	経費	機器利用開始前に補助金の前払いを受けることは可能ですか。	補助金の前払いは認めておりません。機器利用の支払いが終了し、報告内容を確認してからの支払いとなります。
4	経費	消費税の扱いはどうなりますか。	消費税は原則対象外であり、消費税を含まない金額が補助対象経費となります。
5	経費	機器利用を何回か行った結果、支払った経費が補助金を利用できる下限である4万5千円（3万円補助）を上回りました。支払金額を合算して申請することは可能ですか。	一つの案件で発生した経費が補助対象となります。このため、当初の申し込みで支払った経費＋追加の機器利用で支払った経費など、申請対象期間内に一つの案件で複数回の支払を行った場合であれば、それらの経費を合算して申請いただけます。ただし、合算できるのは最初の機器利用から1カ月以内の間で行った機器利用等です。 一方で、関連のない複数の案件で機器利用を行い、それらの支払を合算した結果、補助対象金額の下限を上回った場合であっても、個々の案件での支払が補助対象金額の下限を下回っている場合は、申請いただくことはできません。